

委託基準遵守状況の公開

- 法律上、保険者が委託できる機関の基準(手引き5-1参照)が定められており、基準を遵守して機関のみ受託可能ということになっている。
- 保険者が委託できる機関(=基準を遵守している機関)であることを、契約前に保険者が確認できるよう、「運営についての重要事項に関する規程」を定め(手引き5-5参照)、その概要をホームページ(自前のホームページでも、他の機関・団体等のWebサイトへの掲載でも可)等で公表することが定められている。
- 情報提供・公開の項目として、「運営についての重要事項に関する規程の概要」の標準様式が国から示されているので、これに沿って情報を公開。

運営についての重要事項に関する規程の概要[健診機関]

*健診と保健指導の両方を実施する者は、保健指導機関とは別々に作成・提出等すること。
 *多くの拠点を抱えている法人の場合は、各拠点単位で別々にこれを作成・提出等すること。
 *巡回型の項目については、口を■にするが、該当する巡回数のみ残す(指当数は削除)こと。

(標準様式:健診機関の場合)

更新情報	最終更新日	年	月	日
*下記事項に変更があった場合は速やかに変更し、掲載しているホームページ等更新し、更新日を明示すること。				
機関情報	機関名 ^{注1)}			
	所在地 ^{注1)}	(郵便番号)	-	
		(住所)		
	電話番号 ^{注1)}	-	-	
	FAX番号	-	-	
	健診機関番号 ^{注2)}			
	窓口となるメールアドレス	◎		
	ホームページ ^{注4)}	http://		
	経営主体 ^{注1)}			
	開設者名 ^{注1)}			
	管理者名 ^{注4)}			
第三者評価 ^{注6)}	□実施(実施機関:)		□未実施	
認定取得年月日 ^{注6)}	年	月	日	
契約取りまとめ機関名 ^{注7)}	(例)〇〇市医師会、経産協会の			
所属組織名 ^{注8)}				

注1) 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)とする。
 注2) 正式名称で記載。複数拠点を持つ法人の場合は、株式会社△△サービス〇〇店「財団法人〇〇△△」
 注3) 届出により支払基金から番号が付けられている。
 注4) ホームページを開示している機関のみ記載。樹(例: 自前ページ、地区医師会ページ、医療情報) 注5) 特定健康診査を実施する各拠点における常勤か)に従事し、又は同一の拠点に対する他の事業所、事務管理、会計管理等を想定。従って管理者は必ず注6) 何らかの評価機関において、評価を受けた場合注7) 個別契約のみで、どのグループにも属していない注8) 機関が支部・支店等の拠点の場合、所属する注2)の例にあるような法人を想定(医師会を除く)注9) 特定健康診査に従事する者のみを記載。
 注10) 医師・看護師・臨床検査技師以外で、特定健康診査の業務を行う者。

血液検査	□独自で実施	□委託(委託機関名:)
内務階層管理 ^{注12)}	□実施 □未実施	
外務階層管理 ^{注12)}	□実施(実施機関:) □未実施	
健診結果の保存や提出における標準的な電子的様式の使用	□有	□無

注1) 健診等における、必要な箇所(問診・相談や脱衣を要する検査項目の実施時等)の間仕切りやついたて等の設置、別室の確保等の配慮等が為されているかの有無
 注2) 血液検査を外館に委託している場合は、委託先の状況について記載。

運営に関する情報	実施日及び実施頻度 ^{注13)}	特定時期	(例)6月第2週の平日13:00~17:00	
	特定健康診査の単価 ^{注14)}	通年	(例)平日9:00~17:00、土曜朝御	
	特定健康診査の実施頻度 ^{注15)}		円以下/人	
	巡回型健診の実施地域	□施設型(□要予約・□予約不要)	□巡回型(□要予約・□予約不要)	
	救急時の応急処置体制 ^{注16)}	(例)岡山県全域、兵庫県山手市		
	苦情に対する対応体制 ^{注16)}	□有	□無	

スタッフ情報 ^{注9)}	医師	
	看護師	
	臨床検査技師	
	上記以外の健診スタッフ ^{注10)}	
施設及び設備情報	受診者に対するプライバシーの保護 ^{注11)}	
	個人情報保護に関する規程類	
	受動喫煙対策	□

注13) どちらだけでも、どちらも記載可
 注14) 特定健康診査の「基準的な健診の項目」(いわゆる必須項目)の一式を実施した場合の単価(契約先によって多様な契約単価がある場合は、そのうちの最高額)を記載。なお、単価には消費税を含む。
 注15) 緊急時に医師が迅速に対応できる体制の有無(医師が帰国していない機関の場合は、医師と緊急に連携し緊急時には搬送もしくは医師が帰国する体制となっているか)。*医療機関は原則として「有」であると想定される
 注16) 受診者や保険者による苦情が発生した場合、それを受け付け、改善、申し立て者への結果報告等を窓口や担当等が受け付けているか。*医療機関は原則として「有」であると想定される

その他	提出時点の前年度における特定健診の実施件数 ^{注17)}	年間	人	1日当たり	人
	実施可能な特定健康診査の件数	年間	人	1日当たり	人
	特定保健指導の実施	□有(動機付け支援) □有(積極的支援) □無			

注17) 平成19年度・20年度の提出については、事業主健診(労働安全衛生法)及び基本健康診査(老人保健法)の実施件数を記載(調査等のない機関については記載不要)。